

長野県景観審議会次第

日 時 平成 24 年 4 月 25 日 (水)
午後 1 時 30 分から 3 時 30 分まで
場 所 県庁 3 階 特別会議室

1 開 会

2 知事挨拶

3 専門委員紹介

4 会議事項

(1) 長野県農村景観育成方針の策定について

ア 長野県農村景観育成方針の策定について

イ 農村景観特性調査等業務委託について

ウ 意見交換

(2)その他

5 閉 会

長野県景観審議会配布資料

資料 1 長野県景観審議会委員名簿及び専門委員名簿

資料 2 長野県農村景観育成方針の策定について

資料 3 農村景観特性調査等業務委託について

資料 4 専門委員の御意見

参考資料 長野県農業の現状及び農業・農村をめぐる情勢

長野県景観審議会委員名簿

(任期：平成 24 年 1 月 27 日～平成 26 年 1 月 26 日)

委員氏名	所属団体等	分野
かつやま としお 勝山 敏雄	一級建築士 かつやま設計工房 代表	公募
こまつ いくとし 小松 郁俊	諏訪市まちづくり市民協議会会長 小松内科クリニック院長	その他
ささき さだお 佐々木 定男	長野県町村会建設部会長 佐久穂町長	市町村
しんじ いそや 進 士 五十八	東京農業大学前学長 東京農業大学名誉教授	学識経験 (会長)
せき あつこ 関 敦子	(社)長野県建築士会長野支部女性委員長 一級建築士 アトリエ彩 代表	建築士
にし むら ゆきお 西村 幸夫	東京大学副学長 東京大学先端科学技術研究センター教授	学識経験
ばば ようすけ 場々 洋介	(社)長野県建築士会常務理事 一級建築士 (株)フジ設計 代表取締役	建築士
ふじ いよしお 藤居 良夫	信州大学工学部准教授 長野県都市計画審議会委員	学識経験 (会長代理)
まきの みつお 牧野 光朗	長野県市長会建設部会長 飯田市長	市町村
ます だこういち 増田 幸一	長野県広告士会会長 マスダ看板製作所 代表	屋外広告
ます やま よりこ 益山 代利子	松本大学総合経営学部准教授 長野県新総合交通ビジョン検討委員会委員	学識経験
み さわ しげかず 三澤 重一	長野県広告美術塗装業協同組合連合会理事 (有)アド・ミック 代表取締役	屋外広告
みや ざき たかのり 宮崎 崇徳	宅地建物取引業(不動産コンサルティング事務所経営) 安曇野市景観審議会委員	公募
や ざわ ゆみこ 矢澤 由美子	飯田市地球温暖化対策地域協議会副会長 NPO法人緑の家学校飯田校会員	その他
やま した だいすけ 山下 大輔	旅館業(ペンション経営) 峰の原高原観光協会 景観整備部長	公募

(15名：男性12名 女性3名)

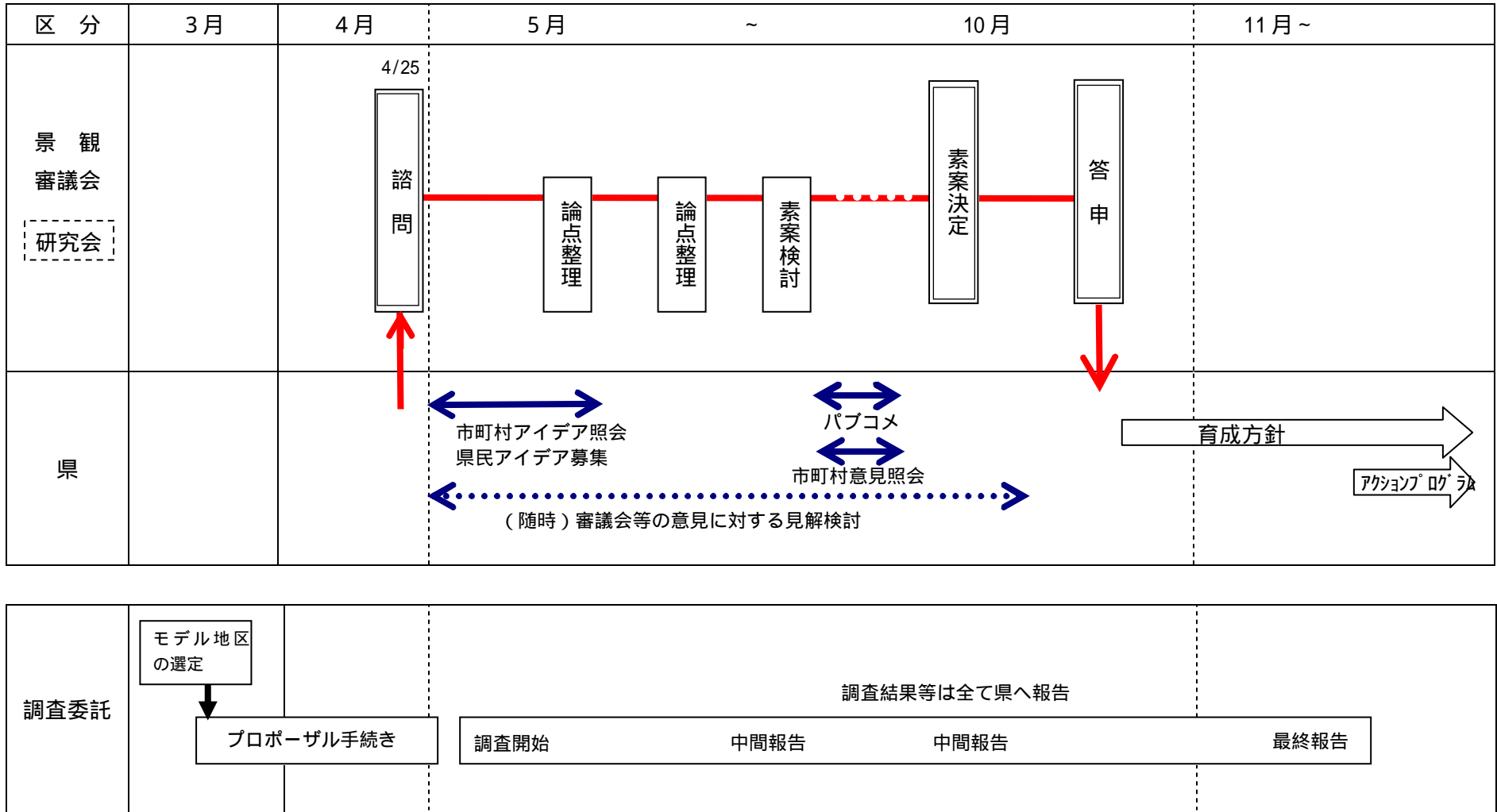
長野県景観審議会専門委員名簿（案）

（任期：平成 24 年 4 月 25 日～）

委員氏名	所属団体等
いちの は ゆき こ 市ノ羽 幸子	農家民宿「蔵の宿 みらい塾」経営 農林漁家民宿おかあさん 100 選認定者
きの した とく やす 木下 徳康	写真家 日本写真家協会員 前長野県景観審議会委員
く ぼ た かつ し 久保田 勝士	NPO 法人「日本で最も美しい村」連合（県内加盟町村代表） 高山村長
つか こし ひろし 塚越 寛	NPO 法人「日本で最も美しい村」連合 副会長 伊那食品工業(株) 会長

作業スケジュール

建築指導課



長野県景観育成計画

平成17年12月22日公表

平成18年4月1日発効

第1編 長野県景観育成方針

第1章 背景と目的

信州・長野県は、日本の背骨に位置し、峻険な山々に囲まれ、豊かな森林を持ち、数多くの清冽な溪流、河川、湖沼等に恵まれた、日本全国で、あるいは世界中でも有数の美しい自然を有しています。

その美しい自然と、先人により育まれた歴史、文化、風土等とが織り成す美しく豊かな信州の景観は、地域に暮らす人々により、世代を越えて受け継がれ、県民の大きな誇りであり、貴重な社会的共通資本です。

しかしながら、私たちの日常の活動においては、経済性や機能性を優先するあまり、時として美しく豊かな信州の景観を傷つけてしまうことがありました。

これからは、私たち県民は、美しく豊かな信州の景観が、貴重な社会的共通資本であることを深く認識し、地域の自然、歴史、文化、風土等と私たちの日常の活動との調和がとれた土地利用がなされること等を通じて、景観の育成に積極的に努める必要があります。

景観は、享受する者みずからが、日々の生活の中で守り育てていくものです。信州の景観を美しく豊かにしていく行動が、地域を愛する心を育み、人と人とを結び付け、新たな絆(コモンズ)を創り、心豊かな生活をもたらしてくれます。

景観の育成は、信州・長野県に暮らす私たち県民が自ら取組むことはもとより、県民とこの地を愛し訪れてくださる方々等とが協働して推進すべき最も価値ある取組のひとつです。この取組により、私たちの心地よい暮らしを実現し、美しく豊かな信州の景観が次代へと引き継がれることを願い、本方針を定めます。

本方針は、長野県景観条例 第3条の規定により、景観育成の目標を定め、これに基づいて景観育成について、県、市町村、県民、土地所有者、事業者等の役割を明らかにし、景観育成に関する施策の基本となる事項を定めるものです。

長野県景観条例等を改正する条例(平成17年長野県条例第66号)による改正後の長野県景観条例をいう。

1 全体の構造

信州・長野県は、日本アルプスをはじめ、多くの山々が連なり、世界的にみても魅力あるその山容や溪流の美しさと同様な動植物が織り成す豊かな自然環境を持ち、高山から山麓の高原には景勝地も多く、著名な休養地が随所にみられるなど、豊かな四季の彩りを持つ一流の山岳観光地となっています。

また、山々の間を、日本を代表する河川が流れ、人々の日常活動はこの河川が作り出した平地に集中し、河川から山々の麓へと田園や里山などの親しみのある風景が広がっています。

その平坦地は、山々により大きく分節され、さらに、県土が南北に長いことによる気候差などから、それぞれが特徴のある、自然、歴史、文化、風土を有し、地域毎の個性豊かな景観を呈しています。

(1) 自然

ア 地形

本県は、西境の北アルプス、南東境の南アルプスをはじめ、北信五岳を含む妙高火 山群など、四方を2,000～3,000m級の山に囲まれており、その中に八ヶ岳連峰、中央 アルプス等の諸山岳が重なりあって、複雑な地形を構成しています。八ヶ岳や浅間山 麓をはじめとする高原も多く、平地の形状としては、松本平、善光寺平などの扇状地や、天竜川、木曾川流域に見られる河岸段丘などがあります。

イ 水系

千曲川、木曾川、天竜川など日本を代表する諸河川の源は本県に発しており、天竜川、木曾川は南に流れて太平洋に注ぎ、千曲川は犀川と合流して信濃川となり、北に流れて日本海に注いでいます。これらの流域に平地が広がり、千曲川流域の佐久平・善光寺平、犀川流域の松本平、天竜川流域の伊那谷、木曾川流域の木曾谷、諏訪湖を中心とした諏訪盆地があります。

ウ 植生

上信越境地帯の山地と戸隠山一体及び北アルプスには、ブナの自然林が残されており、その下部にはミズナラの二次林が広く分布しています。

北アルプス南部、中央アルプス、南アルプス、八ヶ岳などの標高の高い地域には、高山・亜高山帯自然植生が広く認められ、それらの山腹ではアカマツ、カラマツ等の 植林が広い範囲を占めているほか、木曾谷周辺のヒノキの自然林及び植林、各地の扇 状地や段丘上の果樹園、高地の山麓部の高原野菜畑の広がりなど、生活に根ざした植生も地域の重要な特性となっています。

エ 気象

多くは内陸型気候に属していますが、南北約212km、東西約120kmという長大な 県 域の中に多くの高山を有するため、地域毎に顕著な気候差が見られます。 県 域の中央に位置する松本・諏訪盆地は、年間降水量が少ない典型的な内陸型気候ですが、上越境の地域は、冬の積雪量が多い日本海型の気候に属し、 県 南部の伊那谷などは降水量が多い太平洋型の気候を呈しています。

オ 眺望

四方を山に囲まれる本県では、平地から見る山々の美しい姿が地域の景観の背景となり、それぞれの地域の大きな特徴となっています。松本平や安曇野からは、北アルプス、中央アルプス、南アルプスの山並み、諏訪地域からは、八ヶ岳、南

アルプス、北アルプス南部への眺望が開け、佐久平からは、浅間山、八ヶ岳、北アルプス、善光寺平からは、北アルプスや北信五岳と呼ばれる戸隠山、飯綱山、黒姫山、妙高山、斑尾山、伊那谷からは、中央アルプス、南アルプスの眺めを楽しむことができます。

(2) 社会

ア 人口

人口の集中する都市は、諸河川の流域に位置しており、長野、松本、上田、佐久、諏訪、伊那などの諸盆地に人口の集中が見られます。

イ 交通

主要な交通網は、松本から諏訪にかけての地域を中心として、南北に向けて広がっています。北は2本に分かれ、それぞれ松本平、善光寺平を通り北陸に結ばれ、南は3本に別れ、それぞれが、山梨県から東京都へ、伊那谷を經由し岐阜県・静岡県へ、あるいは木曾谷を通り岐阜県から愛知県へと結ばれています。鉄道は、主として南北に広がっていますが、幹線道路は四方に向かって広がっています。

ウ 観光

冬季の観光客が多い志賀高原、白馬、小谷、夏季に涼を求めて多くの観光客が訪れる八ヶ岳、中信高原、浅間高原、あるいは松本城や善光寺に代表されるような名所・旧跡を訪れる観光客が多い地域など、地域ごとに観光資源にも特徴があります。

観光地利用者統計調査によると、観光客に占める県外者は7割弱となっており、観光地類型別の消費額で見ると山岳と高原・湖沼で総額の6割弱を占めています。

(3) 歴史・文化

本県は、古くから東日本と西日本の文化の接点となっており、異なる地域文化を繋ぐ交通網の発達と「平」や「谷」毎の地域文化の継承により、大小多くの地域文化が織り成す豊かな地域性を有しています。

また、それらの地域性を象徴する多くの史跡や文化遺産を有し、文化の香りと歴史の重みを今に伝えていきます。江戸時代を中心に整備された街道沿いには、古い町並みが多く残されており、宿場の面影があります。中でも中山道の妻籠宿と奈良井宿、北国街道の海野宿は重要伝統的建造物群保存地区に選定され、保全が図られているほか、諏訪を中心とする各地の御柱祭、松本の飴市、遠山の霜月祭り、新野の雪祭りなどの地域ごとの伝統行事も、信州の景観育成に欠かせない魅力的な生活文化の一つとなっています。

2 地域の特性

(1) 佐久平（千曲川上流地域）

北の浅間火山地、南の八ヶ岳連峰によって大きく領域が画され、これらが主要な景観構成要素ともなっています。その間を流れる千曲川沿いに佐久、上田の盆地が分布していますが、全体としては浅間山や八ヶ岳山麓地の広がりの特徴が強く、小諸市や上田市付近では集落や畑が緩やかな斜面上に広がり特徴のある景観を呈しているほか、身近な里山やため池、棚田などの農村景観も多く残されています。

この地域は、古代信濃の文化的中心であり、塩田平は、「信州の鎌倉」と呼ばれ、寺社が多く歴史性の高い地域です。また、北国街道の宿場の面影を今も残している海野宿は重要建造物群保存地区に選定され、現在も650mにわたり古い家並みが残

されており、清楚な歴史的な佇まいが印象的です。

軽井沢は、我が国を代表する別荘地であり、多くの優れた景観資源を有しているものの、地域の持つ潜在力の高さから、開発圧力が高い傾向があり難しい面もあります。

この地域では、浅間山麓が、景観形成重点地域に指定され、きめ細やかな景観づくりが進められています。

(2) 善光寺平（千曲川下流地域）

千曲川と犀川が合流し、中低山の山並みが比較的近くに迫る盆地景観を呈する地域です。

田毎の月としてひろく知られている姨捨の棚田付近からの見晴らしなど、雄大な眺望景観も有しています。

長野市から南は市街化が進んでおり、長野市から北には広大なりんご畑の景観が広がっています。また、善光寺は長野の象徴であり、毎年数多くの人々が訪れる場所となっています。

長野市の松代地区における武家屋敷の町並みや須坂市の土蔵造りの建物を生かした景観づくり、あるいは、地域特性に精通した専門家のもと、個人から行政まで地域が一体となり個性豊かな景観づくりを進める小布施町など、地域ごとに先進的な取組みが進められています。

飯山市以北は豪雪地帯であり、中門造りの民家などの農村景観、雁木の町並みなど特徴のある景観を有しています。また、周辺には志賀高原、野沢温泉、斑尾高原、飯綱高原等の休養地が数多く立地しています。この地域は、高社山麓・千曲川下流域が景観形成重点地域に指定され、ふるさとの山と川を中心にきめ細やかな景観づくりが進められています。

(3) 松本平・安曇野（高瀬川・犀川地域）

北アルプス、上高地、美ヶ原など豊かな自然にめぐまれ、広大な水田の広がり、屋敷林の田園景観が地域の原風景となっています。

松本平は、中低山に囲まれた広い盆地の景観を有し、中心に位置する松本城は松本の象徴となっており、都市計画の高度地区の指定により、周辺の建築物の高さを制限するなど、積極的な景観の育成の取組が進められています。

安曇野は、北アルプスの山並みとその前山が背景をなす広大な田園に点在する屋敷林の見晴らしに、道祖神やわさび田、河川、農業用水路などが彩りを添えています。これらを眺望できる国道147号などの沿道が景観形成重点地域に指定されており、きめ細やかな景観づくりが進められています。

(4) 白馬・小谷（姫川地域）

姫川流域谷あいの低地から3,000m級の北アルプスの山並みが一気に切り立つ雄大な景観を呈し、仁科三湖など美しい自然に恵まれています。

地域の北部は全国有数の豪雪地帯で、八方尾根、拇池をはじめとするスキー場が多数立地し、県を代表するスキーリゾートを形成しています。

また、千国街道（塩の道）や重要伝統的建造物群保存地区に選定されている白馬村青鬼地区の山村集落などに、歴史的な佇まいも残しています。

北アルプスの山並みに並行する国道147・148号の沿道が景観形成重点地域に指定され、安曇野から白馬・小谷に至る北アルプスを展望できる地域が一体となり、きめ細やかな景観づくりが進められています。

(5) 木曾谷（木曾川地域）

御嶽山麓や木曾駒ヶ岳を主峰とする中央アルプスの豊かな自然に恵まれ、島崎藤村の『夜明け前』の冒頭に「木曾路はすべて山の中」とあるように、両側に山が迫る谷あいの地域です。また、その山々には木曾ヒノキの美林が残されています。

木曾11宿といわれる中山道の宿場町があり、妻籠、奈良井は重要伝統的建造物群保存地区に選定され、伝統的な建造物が多く残されています。

また、御嶽山の周辺には、開田高原、御岳高原等の高原が広がり、自然休養地ともなっています。

地域全体で公共サイン等の統一の取り組みを進め、地域の独自色である木曾グリーンを基調とした統一サインの整備に伴い、スキー場やゴルフ場の独自看板を撤去するなど、広域的に沿道の景観づくりが進められています。

(6) 伊那谷（天竜川地域）

天竜川沿いに発達した河岸段丘からなる幅の広い明るい印象の谷であり、西には中央アルプス、東には南アルプスの二つのアルプスを望むことができ、これらが地域の重要な景観構成要素となっています。上伊那地域の河岸段丘のグリーンベルトと段丘上に残る平地林も、地域の景観の特徴となっています。

高遠城址は桜の名所として知られ、光前寺は歴史的景観に優れ、郷土環境保全地域として保全されています。また、近年、上伊那地域では、地域の方々により花による地域の景観づくりが進められ、自律的な景観育成の機運が高まっています。

下伊那地域には、下栗の里やよこね田んぼのような個性的で魅力ある峡谷の景観が残されています。

(7) 諏訪盆地（諏訪湖）

諏訪盆地（諏訪湖）標高759mにある諏訪湖を中心とした盆地状の地域であり、周辺の中低山の山並みに囲まれているため、開放的な印象を呈し、湖の東側の山は霧ヶ峰に続いています。この地域は、諏訪大社を中心に門前町、宿場町として発展してきたほか、製糸から精密工業に至る産業のまちの顔も持っています。また、現在の湖周の景観は、上諏訪、下諏訪の温泉街、岡谷の市街地が迫る都市的な部分と、田園的な部分があるなど変化に富むものとなっています。

(8) 八ヶ岳地域

八ヶ岳の山麓に広がる高原からなる地域であり、一部の山梨県の区域も含めて、広大な景観を呈しています。原村や富士見高原から茅野の山麓にかけては、ペンションビレッジや別荘を中心とするリゾート施設がカラマツ林の中に立地しています。

八ヶ岳山麓は、景観形成重点地域に指定され、きめ細やかな景観づくりが進められています。

3 景観の骨格構成

低地・台地は主な河川流域に沿って立地し、平や谷を形成し、人間の諸活動の主領域として、「都市」や「田園」として景観の主軸となっています。また、この領域の両側には地域景観の背景の主要要素である山並みであり、休養地や林産物の生産地でもある「山地・高原」があります。

さらに、個々のこうした領域を「道路」や「河川・湖沼」が繋ぎ、信州の景観の骨格を構成しています。

第3章 基本目標

1 基本目標

私たち県民は、美しく豊かな信州が、社会的共通資本であることを深く認識し、積極的に景観育成に努め、自然と人との共生並びに現在及び将来のこの地に暮らす人々の心豊かな生活を実現します。

私たち県民は、景観を育成する取組により、人と人とを結び付け、意思を共有する方々の絆（コモンズ）を築き、美しく心地良い環境の中で暮らし、その環境を次の世代に引き継ぎます。

また、景観は、地域の自然、歴史、文化、風土等と私たちの生活や経済活動等との適正な調和により育成されるものであり、土地の利用をはじめとする多くの事柄に係る総合的なものであることを踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な育成を図ります。

理念の実現に向けて、景観育成の基本目標は、次のとおりとします。

基本目標

恵まれた豊かな自然環境を守り 育て
地域の歴史、文化、風土等を活かし 伸ばし
意思を共有する方々の絆（コモンズ）を築き 育み
住まう方々や移り住んで下さる方々が愛着をいただき 訪れる方々には魅力あふれる
世界に誇りうる 美しく豊かな信州を創造する

2 役割

現在及び将来の県民が、信州の景観に愛着と誇りを持てるように、県民、土地所有者、事業者、行政等が連帯し、かつ、協働して、先人たちが育んできた自然や歴史的、文化的遺産を継承しつつ、美しく豊かな信州を育んでいくために、総合的かつ計画的に景観育成に取り組むものとします。

(1) 県民の役割

- ア 自らが景観の育成の主体であることを認識し、積極的に取り組むものとします。
- イ 県及び市町村が実施する景観の育成に関する施策に協力するとともに、自ら進んで良好な景観の育成に貢献するよう努めるものとします。

(2) 土地所有者等の役割

- ア 土地及び建築物等により、又はこれらの利用によって育成される景観が社会的共通資本であることを認識し、土地や建築物等の利用の際には、良好な景観の育成に貢献するよう努めるものとします。
- イ 県及び市町村が実施する景観の育成に関する施策に協力するものとします。

(3) 事業者の役割

- ア 景観に影響を与える行為を行うに当たっては、良好な景観の育成に資するよう努めるものとします。
- イ 景観に影響を与える行為を行うに当たっては、地域住民その他の関係者に対し、当該行為に係る工事等に関する説明その他情報の提供を行うよう努めるとともに、これらの者の意見に配慮するものとします。
- ウ 県及び市町村が実施する景観の育成に関する施策に協力するものとします。

(4) 設計者、施工業者等の役割

- ア 自らの業務が地域の景観の育成に深い関わりを持つものであることを認識し、景観に影響を与える行為に係る設計又は工事等を行うに当たっては、良好な景観の育成に資するよう努めるものとします。
- イ 業務を行うに当たっては、地域住民の行う景観の育成に関する活動を尊重するものとします。
- ウ 県及び市町村が実施する景観の育成に関する施策に協力するものとします。

(5) 県及び市町村の役割

- ア 県及び市町村は、景観の育成に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施するものとします。
- イ 基礎的自治体である市町村は、景観の育成の中心的な役割を担い地域の特色に応じたきめ細やかな取組に努めるものとします。
- ウ 県は、自ら広域的な景観の育成に取り組むとともに、広域的な景観の育成が、支障なく整合的に行われるよう、県域全体の景観の育成の方向性と将来像を示し、情報の提供及び技術的助言等により、市町村が行う景観の育成の取組を支援するものとします。
- エ 施策の策定及び実施に当たっては、市町村と県とが緊密な連携を図るとともに、県民と協働するよう努めるものとします。
- オ 県及び市町村は、県民及び土地所有者等の景観の育成への自主的な参加を促すため、景観の育成に関する県民意識の高揚を図り、景観の育成に関連する行為を実施するときは、その内容に応じて、地域住民への当該行為に関する情報の提供に努めるとともに、良好な景観の育成の推進に関し最大限の配慮を行うなど、景観の育成に関する情報の提供その他景観の育成の取組への参加のための条件整備に努めるものとします。

第4章 基本方針

良好な景観の育成は、居住環境の向上等住民の生活に密接に関係する課題であること、地域の特色に応じたきめ細やかな規制誘導方策が有効であることから、基礎的自治体である市町村が中心的な役割を担うものとします。県は、市町村が景観行政団体となって独自の景観行政を展開できるよう支援するとともに、県が景観行政団体となる区域については、関係市町村と連携し、景観行政を進めます。

この際、景観には広域的な繋がりもあり、各景観行政団体間の連携により、広域的な景観の育成の取組が、支障なく統合的に行われるためには、県域全体における景観の育成に関する基本的事項を共有する必要があります。

また、建築物の外観等私的なものであっても、それらは景観を構成する要素として公共的な性格を有していることを認識し、県民が価値観を共有し、総合的な取組を行う必要があります。

このため、県は、独自の景観行政を行う市町村の取組を踏まえながら、基本目標を達成するために講ずべきものとする施策の推進に関して、県域全体における景観の育成の基本方針を示し、美しく豊かな信州の実現に向けて、景観の育成の取組が統合的に行われるよう支援するものとします。

この基本方針は、次のとおりとします。

1 景観の育成の基本的な視点

- (1) 地域の自律的な取組による景観の育成と価値観の共有
- (2) 良好な景観の保全・育成と新たな景観の創造
- (3) 地域に根ざした景観の育成
- (4) 景観の総合的・一体的な育成

2 景観類型ごとの基本的な方向

土地利用の状況と自然条件により区分した類型ごとの景観の育成の基本的な方向は次のとおりとします。

(1) 山地・高原

- ア 自然を活かし、周辺の自然と調和した景観を育成するものとします。
- イ 都市、田園、沿道等から眺望に配慮し、美しいスカイラインを確保するものとします。
- ウ 清らかな河川や美しい湖沼を活かした水辺の景観を育成するものとします。

(2) 田園

- ア 四季折々の変化を見せる山並みへの眺望の確保を図るものとします。
- イ 農山村においては、傾斜地における棚田など自然の造形を背景として、地域の気候風土に適した形で農林業を営む中で、地域の固有の景観がつくられてきました。このような田園景観の成り立ちを踏まえ、伝統的な民家等の様式、地域の固有の景観を構成している緑や水辺等を保全し、それらの形態や雰囲気を継承した田園景観を育成するものとします。
- ウ 農山村の個性や多様性に配慮し、突出した印象を与えることなく、周辺景観と調和した落ち着いた景観を育成するものとします。

(3) 都市

- ア まとまりのある空間の育成に努め、公園・広場の確保、緑化、照明などに配慮し、うるおいのある都市の景観を育成するものとします。

イ 歴史的・文化的資源や地域の自然環境を活かし、地域に根ざした個性ある都市の景観を育成するものとします。

ウ まち並みとしての調和に配慮し、建築物の形態、色彩などの連続性を確保するものとします。

(4) 沿道

ア 道路の種類や機能に応じ、安全の確保とともに、植樹等により快適でゆとりのある沿道の景観を育成するものとします。

イ 沿道の広告物・建築物等の調和に配慮し、道路からの眺望を確保するものとします。

3 景観の育成の基本的な方針

(1) 地域が主体となった景観の育成に関する事項

景観は人々の暮らしに密接に関係するものであることから、景観の育成の主体は地域の方々であり、地域の方々と地域に愛着を持ち訪れて下さる方々や基礎的自治体である市町村、あるいはその他の関係行政機関や関係する事業者団体等とが連携して景観の育成の取組が行われることが望まれます。このため、地域景観協議会に地域の方々や関係市町村、関係団体等が直接参加するなどの方法により、地域の景観の育成の取組みにおける関係機関等の連携が支障なく行われるよう努めるものとします。

また、地域の住民による景観育成住民協定や景観協定は、自主的・自律的な景観の育成への取組であり、その支援及び推進に努めるものとします。

県は、景観行政団体である市町村の区域における景観育成住民協定の認定等の支援にあたっては、当該市町村の意向を尊重するものとします。

(2) 広域的な景観育成に関する事項

ア 行政間の連携

河川の兩岸、山岳の眺望、連坦したまち並み等複数の景観行政団体の行政区域にわたる広域的な景観の育成について、景観協議会などの活用により、各景観行政団体や関係市町村の連携により、調和のとれた景観の育成を図るものとします。

各景観行政団体の景観計画の策定にあたっては、広域的な景観の育成の取組が、支障なく整合的に行われるよう、関係する景観行政団体が協議し、各々の景観計画において、当該景観計画区域における良好な景観の育成に関する方針や良好な景観の育成のための行為の制限に関する事項のうち、当該広域的な景観の育成に関する部分については、統一的又は整合的な内容を定めるよう努めるものとします。

また、県が景観行政団体となる区域において、市町村が独自に定めた景観基本計画等に基づく景観の育成の取組等と景観行政団体が行う景観の育成の取組が支障なく整合することが望ましいことから、県は、関係する景観行政団体との協議にあたり、関係市町村の意見を聴くものとします。

イ 公共事業による景観育成の推進

公共の道路・橋・建築物等は、良好な景観の育成の模範として、先導的な役割を果たしていくことが必要であり、事業の実施にあたっては、別表1の公共事業景観育成指針に沿って景観の育成を積極的に推進するものとします。

そのため、公共事業の実施にあたっては、景観の育成に関する幅広い知識、経験を有する人財を自ら育成するとともに、景観の育成の専門家の活用等により、的確な地域の景観特性の把握等を行い、それらに応じた景観の育成を図るものとします。

また、良好な景観の育成の推進に際し、電柱や電線類が景観の構成に及ぼす影響が少なくないことから、先導的な役割を担う公共事業の実施にあたっては、無電柱化を積極的に推進するものとします。

ウ 特定公共施設とその周辺との一体的な計画の推進

道路、河川、都市公園、土地改良施設、砂防施設等の地域の景観を構成する主要な要素の一つである特定公共施設について、当該公共施設管理者との協議及び同意に基づき、景観重要公共施設として、当該公共施設とその周辺の土地利用とを一体的に計画し、電線類の地中化等関連事業との連携も図るなど、積極的に良好な景観の育成を図るものとします。

計画段階の場合であっても、地域の景観への影響が大きく、その主要な要素となると見込まれるものについて、当該公共施設の管理者が定まっており、必要な協議及び同意がなされた場合にあっては、景観重要公共施設として位置付け、積極的に良好な景観の創造に努めるものとします。

(3) 戦略的な眺望保全に関する事項

平や谷を分節している山岳からの見晴らしや、平や谷から山岳への見通しなどの雄大な眺望景観は、信州の景観の特徴となっています。

このため、優れた見晴らし景観を有する地域、地域への導入部となる街路又は鉄道からの見通し等の眺望景観の質を高めるため、眺望景観は、「眺望地」、「前景」、「被眺望地」並びに「被注視物」及び「背景」により構成されることを踏まえ、地域毎の特性に配慮しつつ、保全すべき地域毎にその特性に応じた眺望保全の方針を定めていくことが必要です。

ア 眺望地からの見晴らしの保全

被眺望地となる景勝地等への眺望を阻害する工作物等の侵入を極力防ぐための規制を行うなど、基調となる優良な景観に調和し、さらに、良好な見晴らし景観の創造に資するよう配慮します。

イ 地域を象徴する建築物等が被眺望地となる見通しの保全

地域を象徴する建築物や地域を象徴する建築物と周辺の街並みとの組合せの一部又は全て（以下「ランドマーク等」という。）を見通すことができる区域を定め、区域内に1つ又は複数の眺望地を設定し、その眺望地と被眺望地又は被注視物となるランドマーク等との間の高度規制を行うなど、基調となる優良な景観に調和し、さらに、良好な見通し景観の創造に資するよう配慮します。

ウ 街路等からの眺望の保全

街路、鉄道、河川等とその両側の街並み等から構成される、被眺望地に囲まれた線形眺望地からの眺望景観について、見通しの焦点及びその周囲を構成する工作物等のファサードや背景となるスカイラインを保全するなど、基調となる優良な景観に調和し、さらに、良好な眺望景観の創造に資するよう配慮します。

(4) 景観資産に関する事項

景観法に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木のほか、周辺地域の情景を特徴づける物件のうち、地域の景観育成に資するものを、次の方針により指定をし、地域の個性ある景観づくりの核として、その維持、保全及び継承を図るものとします。

【景観資産の指定の方針】

ア 地域の自然、歴史、文化、風土等を象徴する建造物、樹木、遺跡、名勝地、優れた風景、優れた風景を眺望できる地点等で、地域の景観の育成に資するものであること。

- イ 景観は、人々の日々の暮らしが立ち現れたものであることから、地域の生活に根ざした伝統行事の風景から日常の情景まで、その景観を構成する要素全体を一体として対象とすることができること。
- ウ 歴史的な様式を継承した新しい景観の核となる物件や新たな都市文化を創造することを望まれる地域を象徴する物件についても積極的に対象とすること。
- エ 指定しようとする物件が、景観行政団体である市町村の区域に存する場合は、当該市町村の意向を尊重するものとする。
- オ 指定に当たっては、指定しようとする物件がある地域を管轄する市町村の意見を聴くものとする。
- カ 指定に当たっては、景観審議会及び建築等の専門家の意見を聴くものとする。

(5) 専門家の活用に関する事項

行政自らが、景観の育成に関する幅広い知識、経験を有する人財を育成し、景観行政の執行体勢の充実に努めるとともに、景観の育成の専門家の活用により、的確な地域の景観特性の把握を行い、それらに応じた景観の育成を図るものとします。

地域における自律的な景観の育成の取組においても、地域特性に精通した専門家や景観に係る様々な分野における高度な知識と感性を有する専門家のもと、長期的な視点に立って、個人から行政まで地域が一体となり個性豊かな景観づくりを進めることが重要であることから、地域に根ざして継続的に参画できる専門家の育成に努めるとともに、各分野における高度な知識等を有する専門家の活用を図るものとします。

(6) 景観の育成のための新しい仕組みに関する事項

ア 地域の方々が参加できる景観評価の仕組みづくり

地域の景観の育成に特に支障があると認められる行為について、専門家や地域の方々の参加を得ながら事前及び事後に評価を行う仕組みの整備に努めるものとします。

景観評価にあたっては、美に対する優れた感性や地域特性についての深い知見が必要とされるため、地域の自然、歴史、文化、風土等に精通した地域の方々等の参加を得るほか、高度な知見や感性を有する専門家の活用を努めるものとします。

イ 景観の質を高める情報提供

地域の自然、歴史、文化等に根ざした優れた景観を育成するためには、定量的な基準により難しい面が多いため、質を高めるための定性的な面を補強する情報が必要とされています。

また、景観は、人々の日々の営みから形づくられるものであり、人々の暮らしの質を高めることが、地域の景観の質を高めることとなるため、地域の生活に根ざした実践的で分かりやすい形態での情報提供に努めるものとします。

情報提供の例

- 実践的なガイドラインの提供
- 生活に根ざした分かり易いデザインマニュアルの提供
- 具体的な工法などを含めた課題の解決手法を示す修景ハンドブックの提供
- 信州の景観の育成に資する暮らしを紹介するライフスタイルブックの提供
- 地域毎の地域色一覧及び地域素材一覧の提供 等

ウ 持続可能な景観育成の仕組みづくり

景観は、人を取り巻く総合的環境が、主として視覚により人に知覚された心象であり、目に見えるもののみではなく、環境や空間の良否、香や音など人に知覚されるあらゆるものが景観に影響を与えるものであることに留意する必要があります。

また、人もまた地域の生態系の一構成要素に過ぎないことから、景観の育成の結果として得られた良好な生活環境が持続するためには、地域の生態系への配慮も必要とされます。

そのため、人を取り巻く総合的環境としての快適性の向上とともに、地域の生態系としての良好な環境の確保に配慮した取組を行い、持続可能な景観の育成の仕組みづくりに努めるものとします。

エ 景観評価支援システムの充実

都市シミュレーションシステムや景観シミュレーションシステムと地理情報システムの連携等により、戦略的眺望保全等の広域的な景観評価から地域のまち並み検討までを境目なく、できる限り客観的な景観評価ができるよう、評価支援システムの整備に努めるものとします。

農村景観特性調査等業務委託について

1 目的

県内の農村景観の特性を調査分析するとともに、良好な農村景観の保全・育成のための基本計画（案）等の策定を行う。

2 発注方式

公募型プロポーザル方式

業務内容の詳細について、発注者が技術提案を求める事項を示し、プロポーザル参加者からの技術提案を比較し、最も優れた提案のあった者と契約を行う。

3 業務内容

県内及び詳細調査対象地区（別紙 詳細調査対象地区一覧）を対象とし、下記の調査等を実施する。

(1) 基礎調査

- ア 自然条件、地理的条件、人文条件、地域構造、上位・下位関連計画など
- イ 歴史的変遷、農村整備履歴等の整理

(2) 下記(5)の提案に必要な効果的と考える詳細調査・分析（技術提案事項）

詳細調査地区を対象とし、各地区の景観構成要素・景観構造等について、調査・分析を行う。

(3) 世界の優れた農村景観の調査・分析

世界各地の優れた農村景観について、その特徴、法制度、景観構成要素、景観構造、評価構造を本邦内において調査・分析し、長野県との比較を行う。

調査箇所：イタリア南チロル地方（必須）ほか4箇所以上（任意）

(4) 長野県景観審議会専門委員会の開催支援

長野県景観審議会専門委員会への資料作成、調査状況報告

(5) 農村景観の育成方針・手法の提案

上記(1)～(3)の調査・分析及び結果及び(4)の景観審議会専門委員会における意見を踏まえ、下記の提案を行う

- ア 県全体の農村景観の保全育成のための基本方針（案）の提案
- イ 農村景観の類型ごとの、目指すべき姿と景観育成のための有効な手法の提案
- ウ 詳細調査地区の農村景観をイの類型ごとの目指すべき姿へ育成するためのより具体的な手法の提案

4 履行期限

平成 24 年 12 月 20 日

5 技術提案を求める内容

- (1) 農村景観の育成方針（案）策定のために必要かつ効果的と考える調査項目及び調査分析手法
- (2) 詳細調査対象地区の各景観構成要素・景観構造が、当該農村景観の評価（印象）に与える影響の度合い及び景観育成のための具体的な手法が当該農村景観の評価（印象）に寄与する度合いを数値・図表等により具体化・可視化する分析手法

(別紙) 詳細調査対象地区について

1 選定の経過

平成 24 年 3 月に県内全市町村にあてに詳細調査候補(希望)箇所の募集を行い、26 市町村より 72 地区の要望があった。その中から詳細調査地区 6 箇所を選定した。


2 選定にあたり配慮した事項

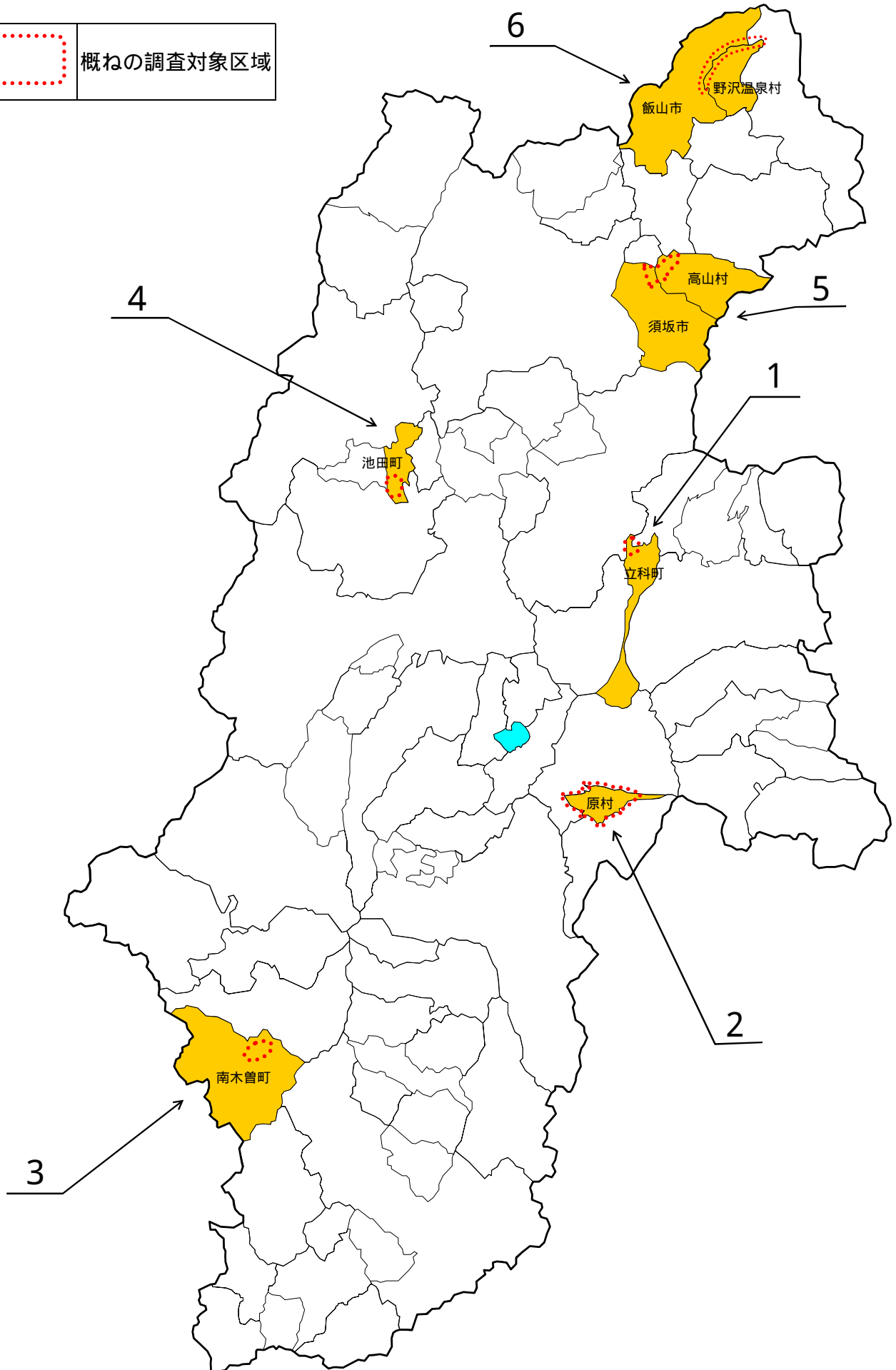
県内の代表的な農村景観の類型(地形、作物等)のうち、普遍的な景観を有する地区

3 詳細対象地区

番号	市町村	概ねの対象区域	地区選定の視点
1	北佐久郡立科町	牛鹿地区	山裾の傾斜地及び丘陵地に位置する五輪久保地区のりんご畑を中心とした農村景観
2	諏訪郡原村	一般県道富士見原茅野線より西方の区域	背景に八ヶ岳等の山岳を望む広がりのある山裾の農村景観
3	木曽郡南木曽町	読書 与川地区	山林に囲まれた水田・畑の合間に家屋が点在する農村景観
4	北安曇郡池田町	大字会染、大字中鷓地区	一級河川高瀬川左岸部 背景に北アルプスを望む田園景観
5	上高井郡高山村 須坂市	須坂市内の国道 403 号線から東方の上高井郡高山村大字牧地区にかけての区域	一級河川松川により形成された扇状地における農村景観 (高山村内の松川支流部を含む)
6	下水内郡野沢温泉村 飯山市	飯山市の岡山地区及び野沢温泉村の重地原・坪山・平林・虫生・七ヶ巻・東大滝・明石の各地区	一級河川千曲川沿いに点在する農村景観

詳細調査地区位置図

 概ねの調査対象区域



平成24年度

農村景観特性調査等業務への技術提案

～世界に誇れる豊かで美しい農村景観を目指して～

株式会社 KRC

1. 提案にあたっての着眼点

生活
(くらし)



池田町

土地への働きかけの
有機的な結びつき



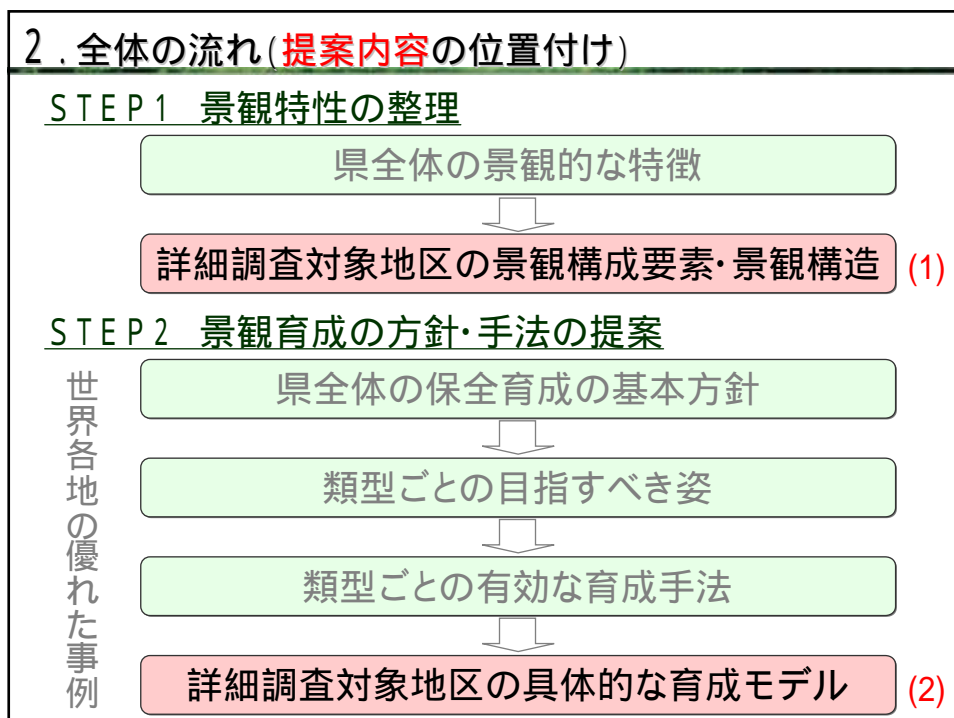
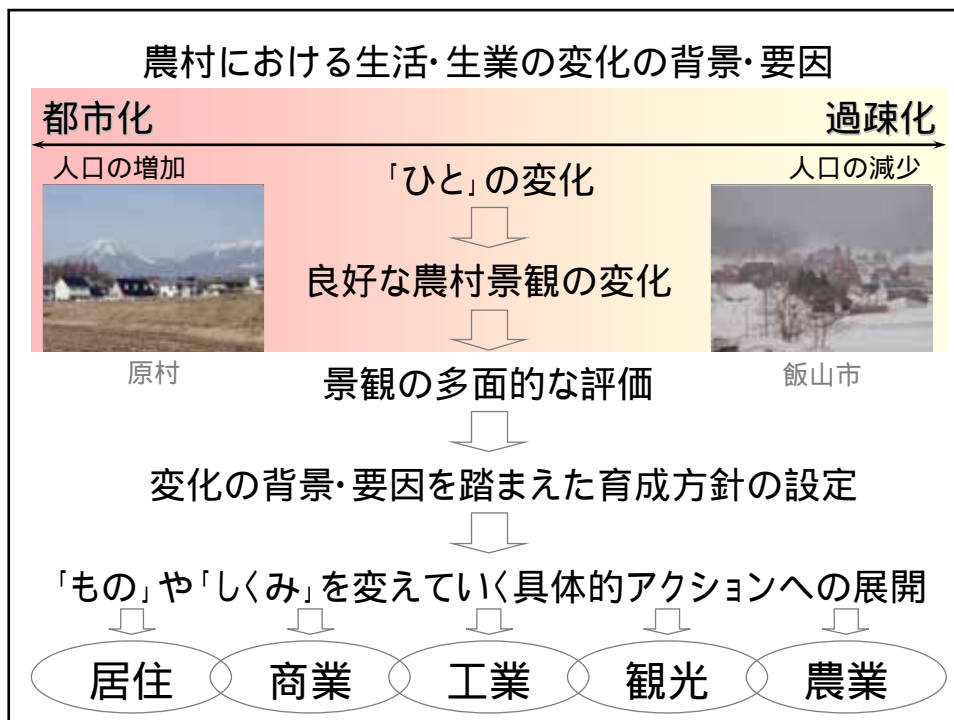
生業
(なりわい)



南木曾町

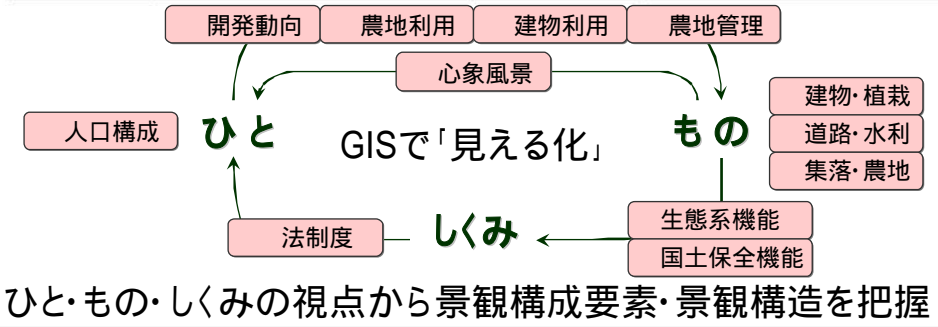
農村景観の変化

生活・生業の変化の背景・要因



3. 詳細調査対象地区における調査・分析 提案内容(1)

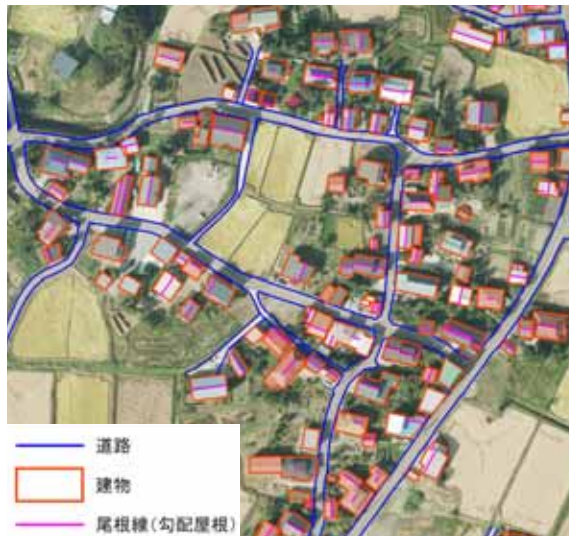
調査項目	調査内容	調査方法	分析・整理の視点・手法
①建物・植栽	建物の屋根・外壁の色・材質、植栽の樹種等	現地踏査	伝統的な様式・工法、気候との関係
②道路・水利	道路網・水路網の分布・形態	地形図・現地踏査	幅員や護岸など整備の経緯・特徴
③集落・農地	集落の概形、農地の規模・区画形状	地形図・空中写真	集落の広がり、農地の変化
④開発動向	近年の農地転用・新築の実態	自治体資料	開発圧の高低
⑤農地利用	作付作物・耕作放棄地の実態	農業集落カード	農地利用の変化、地形勾配との関係
⑥建物利用	別荘・空き家の実態	現地踏査	所有形態、建物管理状況
⑦農地管理	農業経営状況・後継者	ヒアリング・自治体資料	機械化の程度と作業労力、維持管理コスト
⑧生態系機能	二次的自然空間	地形図・空中写真	田畑の区分、社寺林等の緑の分布
⑨国土保全機能	土砂崩壊防止・洪水防止・土砂浸食防止	土地分類基本調査図等	機能のランク分け
⑩心象風景	歌碑・句碑・校歌等に見るキーワード	市町村誌	景観イメージ
⑪人口構成	年齢別の社会的増減、農家・非農家の割合	自治体資料	農家・非農家の混住状況
⑫法制度	景観や土地利用に関する法・条例・協定	自治体資料	規制基準、手続内容



具体的調査・分析例

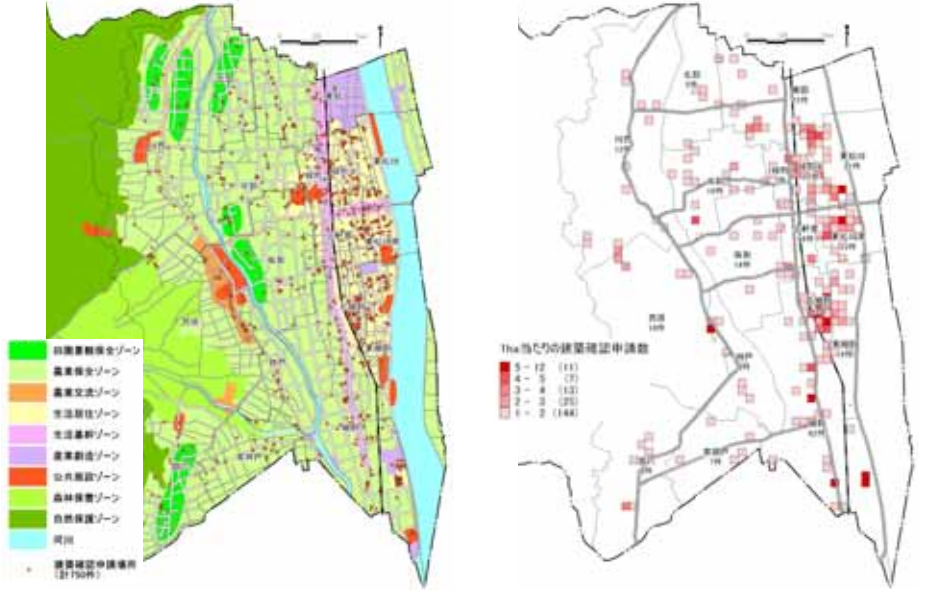
建物・植栽 道路・水利 集落・農地

- ・平面的な情報は、空中写真から相当程度収集が可能。
- ・立体的な情報は現地踏査により補足。



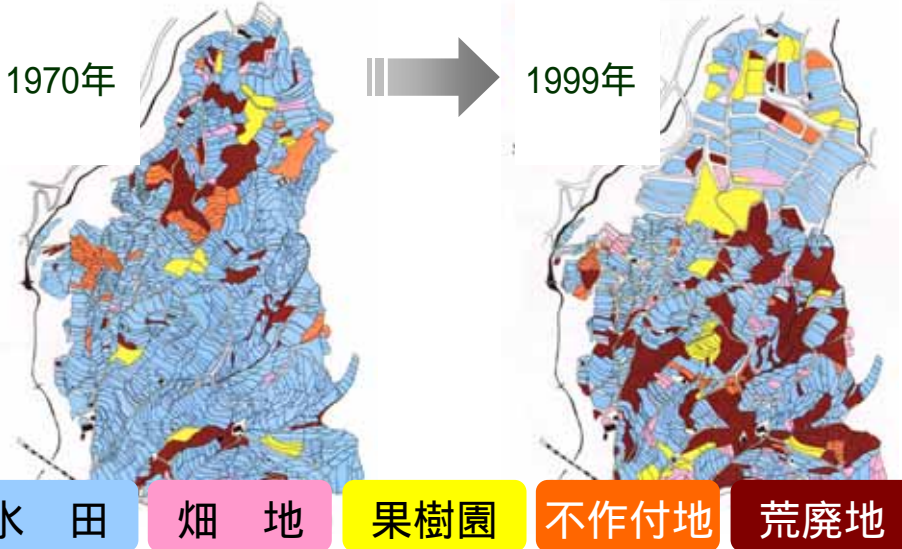
開発動向 建物利用

・都市計画区域外でも建築工事届から一定の情報収集が可能。



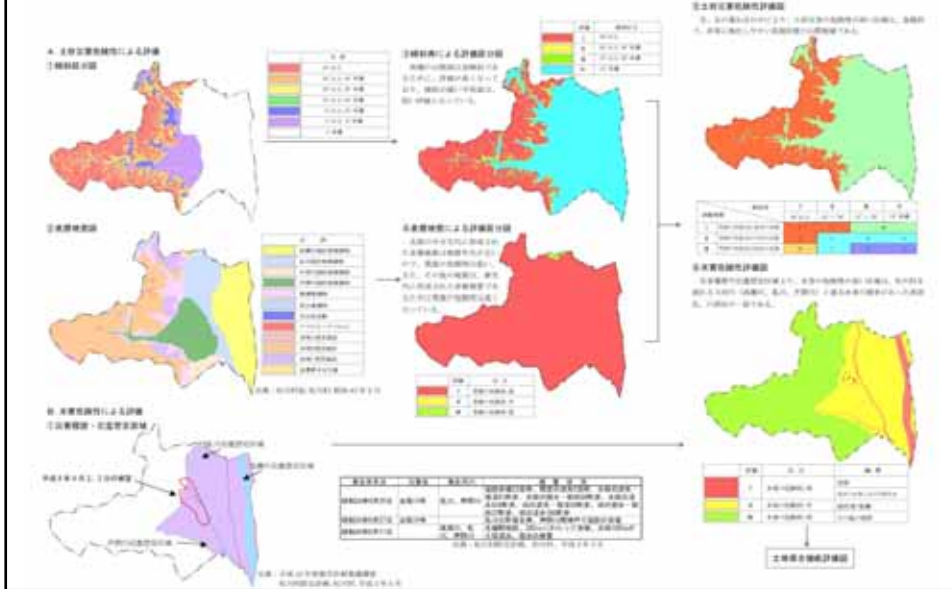
農地利用 農地管理

・農村集落カードから得られる情報をGISデータベース化。
・対象範囲を限定して農地の変化や管理状況を可視化。



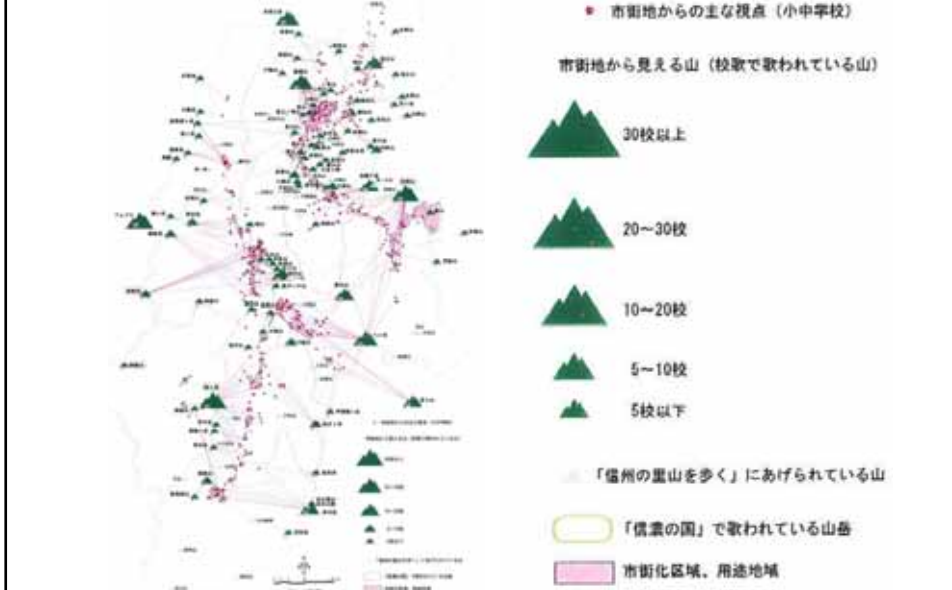
生態系機能 国土保全機能

・様々な基礎情報を重ね合わせることで各種機能評価が可能。



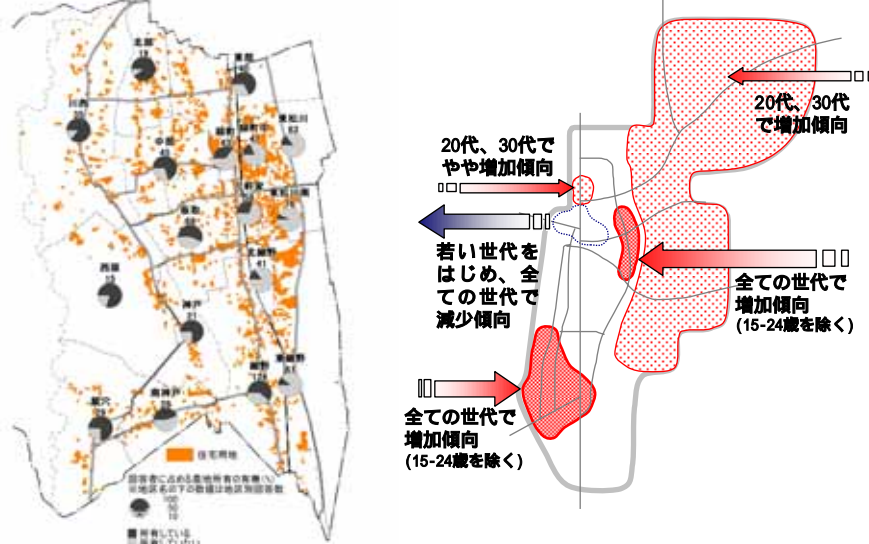
心象風景

・校歌等から心象風景としても残る要素(景観的特性)を把握。



人口構成

- ・人口は把握可能な限り細かな単位で動態を把握。
- ・概念図や円グラフを組み合わせたマップでわかりやすく可視化。



法制度

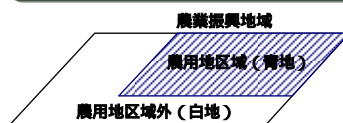
- ・主に都市と農地のルールに分けて把握。

都市計画法に基づく土地利用の管理



+

農振法に基づく土地利用の管理



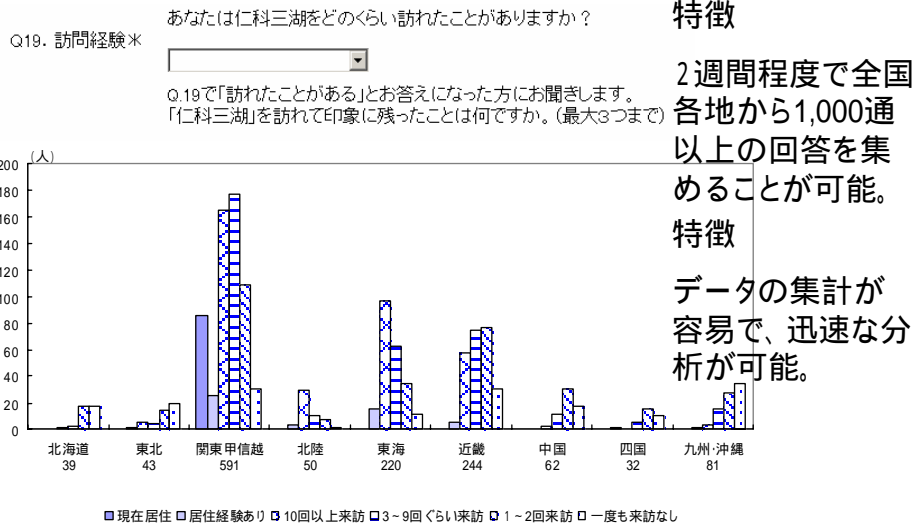
詳細化

区域の範囲 (Area Range)
除外する土地 (Land to be Excluded)

補足1 県全体の景観的特徴を把握するための手法提案

< 外部からの印象・イメージの把握 >

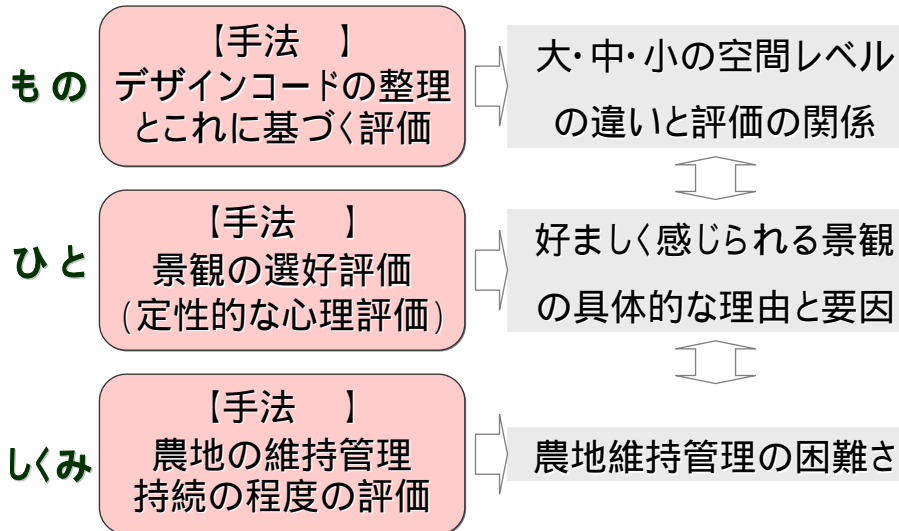
インターネットを用いたWebアンケートの実施



4. 農村景観の評価の変化に与える度合と

可視化・具体化する手法の提案 提案内容(2)

景観構成要素・景観構造が景観評価に与える影響度合



手法1 デザインコードの整理とこれに基づく評価

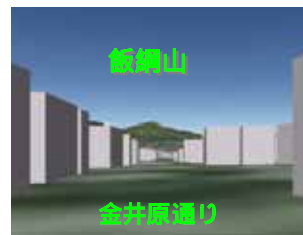
評価イメージ

- ・大・中・小の景観レベルで整理、立体的にシミュレーションして評価

景観構成要素・景観構造



公園通り
視点場 2 からの通景



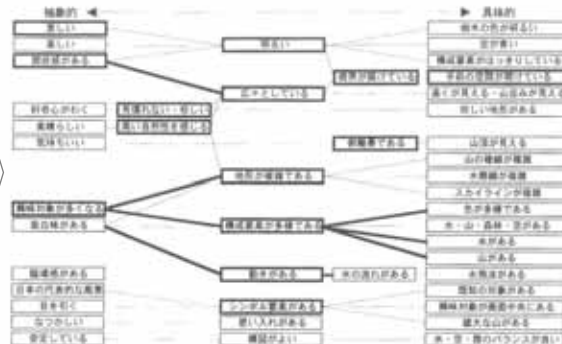
金井原通り
視点場 1 からの通景

手法2 景観の選好評価(定性的な心理評価)

評価イメージ

- ・見る側の視点で、景観の変化を定性的に評価。
- < 被験者 >
- ・「生活者」と「観光者」の目線(日常と非日常)
- < 評価方法 >
- ・写真評価の抽象的な理由をより具体的に追究

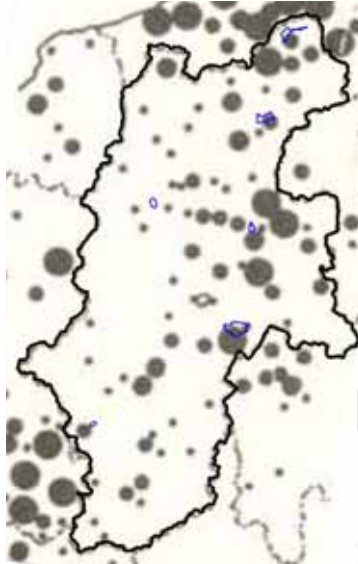
現地写真等



関係把握

景観構成要素・景観構造

手法3 農地の維持管理持続の程度の評価



< 評価方法 >

既往研究をもとに、集落カードから把握できる、以下6つの情報等から、農地維持管理の持続の程度指標化

- 耕地増減率
- 農家人口の高齢化率
- 後継者のいる農家率
- 第2種兼業農家率
- 生産年齢人口率

農地維持管理の困難性

関係把握

景観構成要素・景観構造

具体的な景観育成手法が景観評価に寄与する度合

【手法A】
基準により都市化との調和を図る手法

【手法B】
法規制や協定・助成等しくみで支える手法

【手法C】
人づくりや新しい種を育てる手法

景観シミュレーションによる検証

他の事例研究による効果の検証

詳細調査対象
6地区における
景観育成モデル

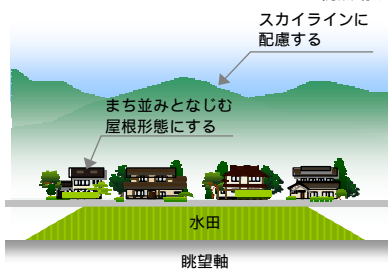
手法A 基準により都市化との調和を図る手法 手法の提示イメージ

・都市化と調和を図る手法を様々な角度でモデル化して検証。



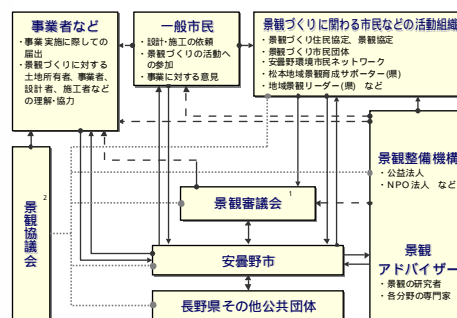
参考：都市スクエアの大きさの限界（K.リンチの距離指標）

視点場からの距離関係



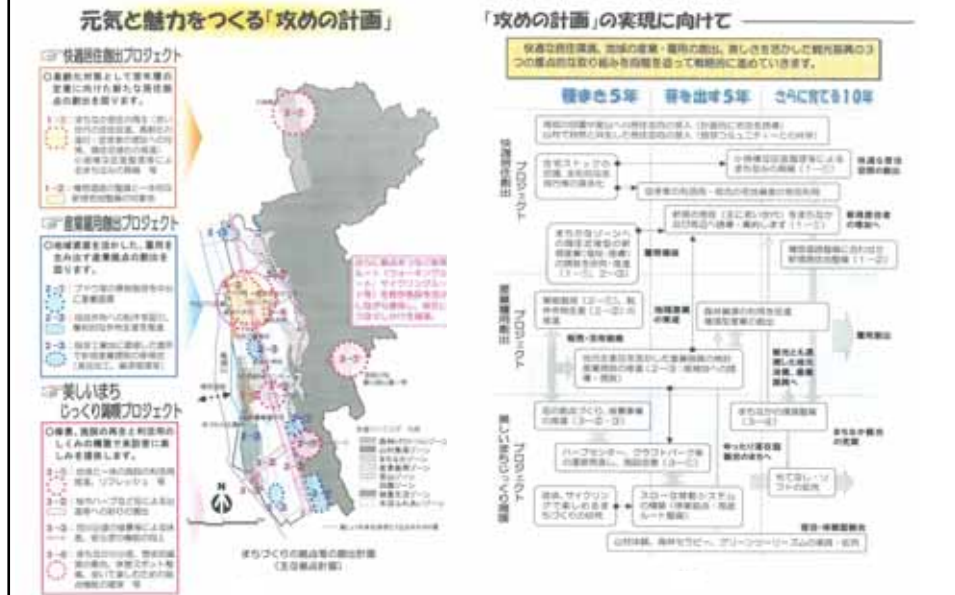
手法B 法規制や協定・助成等しくみで支える手法 手法の提示イメージ

・法規制は色分けして提示、体制等は関係性を明確にして図化。



手法C 人づくりや新しい種を育てる手法

・人づくりや種を育てる計画を図化し、時系列で相互の展開を提示。



補足2 世界の優れた農村景観の調査・分析対象候補

< 候補選定の視点 >

日本や長野県と共通項のある国(地方)からの選定

・南チロル地方(イタリア) 必須

・ヴァッハウ地方(オーストリア)

ドナウ川下流地域の景勝地、周囲の丘にはぶどう畑が広がるワインの産地、「ヴァッハウ渓谷の文化的景観」は世界遺産登録

・コッツウォルズ地方(イギリス)

イングランド中央部の丘陵地帯、景観を活かした観光業が盛ん、最もイギリスらしい田園風景の残された場所

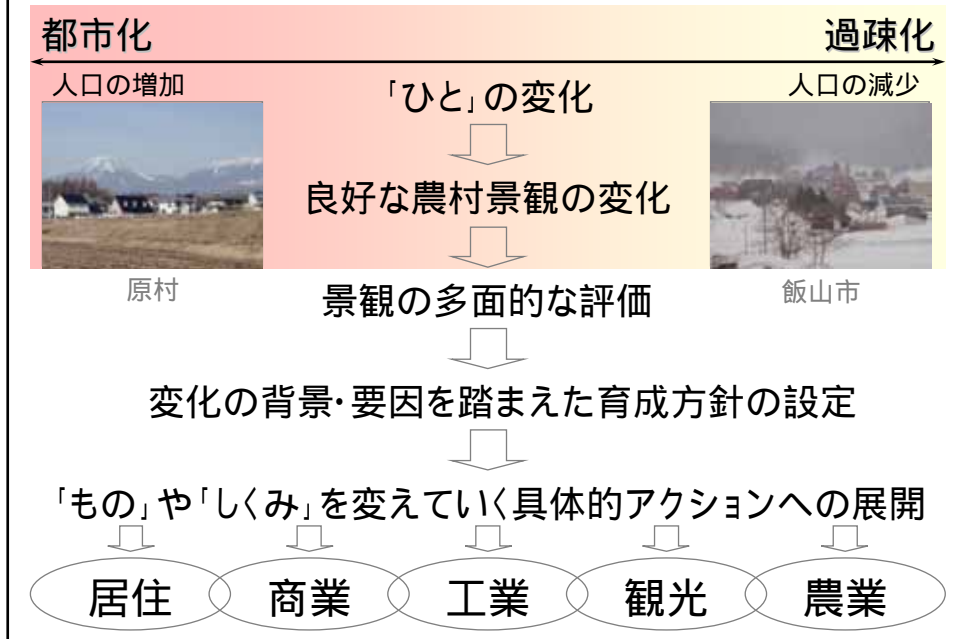
・ノルマンディ地方: ブロン・アン・オージュ(フランス)

りんご畑の中にある村、「日本で最も美しい村連合」のモデルである「フランスの最も美しい村協会」加盟の村

・江原道(カンウォンド)(韓国)

雪岳山や五台山などの景勝地を有する、韓国で最初に景観形成施策を推進した広域自治体、平昌(ピョンチャン)郡は2018年冬季五輪開催地

農村における生活・生業の変化の背景・要因



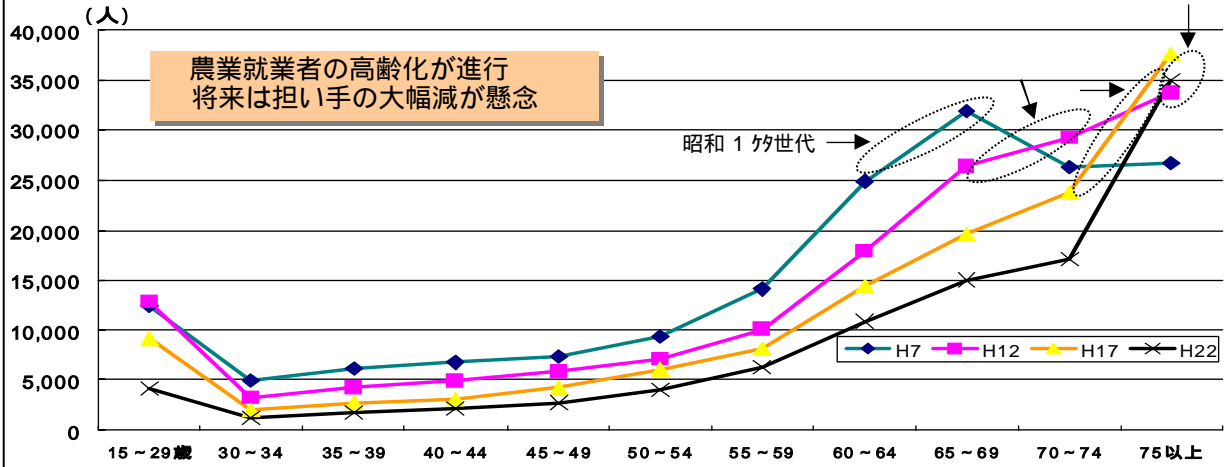
専門委員の御意見

項 目	市ノ羽専門委員	木下専門委員	久保田専門委員	塚越専門委員
長野県の農村景観について考えていること、農村景観のあるべき姿 等	<p>みらい塾に見えるお客様からよく聞くことですが、長野県は他県からの観光客にとっても、とてもよい特別な風景・景観をもっている、高速道路で長野県に入ると空気がちがう、おいしく感じる、新鮮に感じる、道路の両脇の景色がよい(ヨーロッパの田舎の感じがする両側に防壁がなく広く見える)、道路の案内板がよく揃っていて初めてのドライバーにも安心して運転できる。</p> <p>景観の目指すべき姿としては、今の素晴らしい風景を維持し増していくことと思います。</p>	<p>世界に誇れる長野県の景観は？ 「山と川と農村風景である」と思っている。山国の我が県はささやかな平地には代々耕作される田んぼがあり、その平地の遠景には雪の残る山がある。山の日当たりのよい斜面には住宅と田んぼや畑が混在し、その斜面の最下段には川がある。</p>	<p>高山村景観条例の基本理念である「四季折々の雄大な眺望やホタルなどの生物が存在しうる豊かな自然、扇状地に広がる果樹、田園地帯や先人の営みを通じて根付いた農山村集落の風景、寺院や史跡などに刻まれた長い年月が物語る歴史、周囲の山並みと調和したまち並みなどによって育まれた高山村固有の美しい景観を守り育てるとともに、自然と人とが共生し、高山村の風土として今も残る山里の原風景を次代に継承する。」という基本理念に基づく農山村景観</p>	<p>農村景観においては、その場で生活する人々の営みの美しさも大切になってくると思います。畑などのブルーシートなどは、周りの風景を著しく害しますし、廃車を倉庫替わりに利用することも、一気に景観の美しさを無きものにします。まずは醜いものを取り除くことが景観美化の第一歩ではないでしょうか。</p>
方針策定に当たり論点と考えられる事項	<p>ソーラーパネルを屋根に乗せることは時代にマッチしたことでよい事と考えます。</p> <p>屋敷林は個人所有なので税金での補助は無理でしょうが、それを皆のものにし、誰でもさわったり、見たり、カットしたり、増したりすることで税金の補助をしても納得できるようにするとよいと思います。</p> <p>長野県に観光客を増すことで地域に落とすお金を更に大きくできる様にすれば納税額も増える。それでもっと細かなサービスができる様になるのではないかと。</p>	<p>農村景観と言っても地域によって、大きく二つに分かれると考える。</p> <p>商工業の進達により、農地が転用される地域。</p> <p>村民の離村の進む地域。</p> <p>このそれぞれの地域を混在して策定を進めると矛盾が生じやすいので分離して考えるべきではないかと考える。</p> <p>住民がその土地に当然暮らしている では。そこでは県の指導、規制、補助等である程度効果が期待できる。</p> <p>しかし、 では村で育った子供たちは都会に巣立ち、残された親たちも経済的に許される人は近郊の市街地へ移転し、そのかなわぬ老夫婦と役場職員だけが村に残る。住民がいなくてはでは手の打ちようがない。</p> <p>「経済と連動しない景観は持続性がない」その経済とは大規模な商業の話ではなく、その地でささやかでも暮らせる収入が確保されるということである。</p> <p>今回の審議会専門委員として期待されているのは のみなのかも知れないが、個人的には の地域に魅力を感じず。</p>	<p>農地や山林の荒廃化防止対策 廃屋対策 景観について県民の関心を高めること 方策の推進にあたっては、農、商、工、観光などの産業と地域住民の理解のもとに、行政と住民が協働した地域ぐるみの良好な景観づくり</p>	

長野県農業の現状

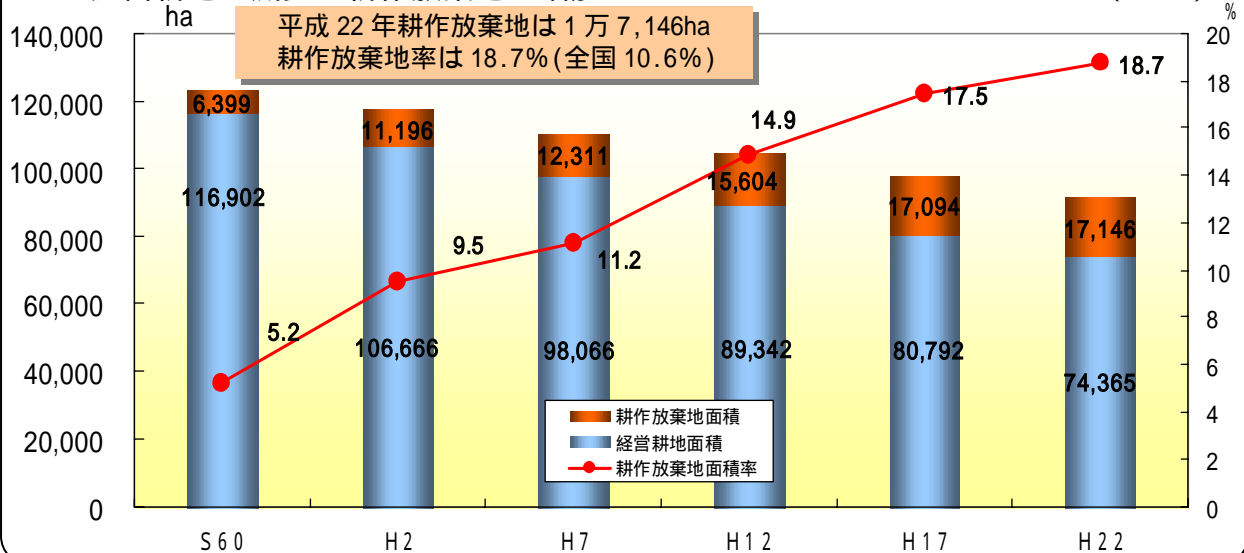
1 農業者の少子・高齢社会による担い手不足

出典：農林業センサス



2 経営耕地の減少と耕作放棄地の増加

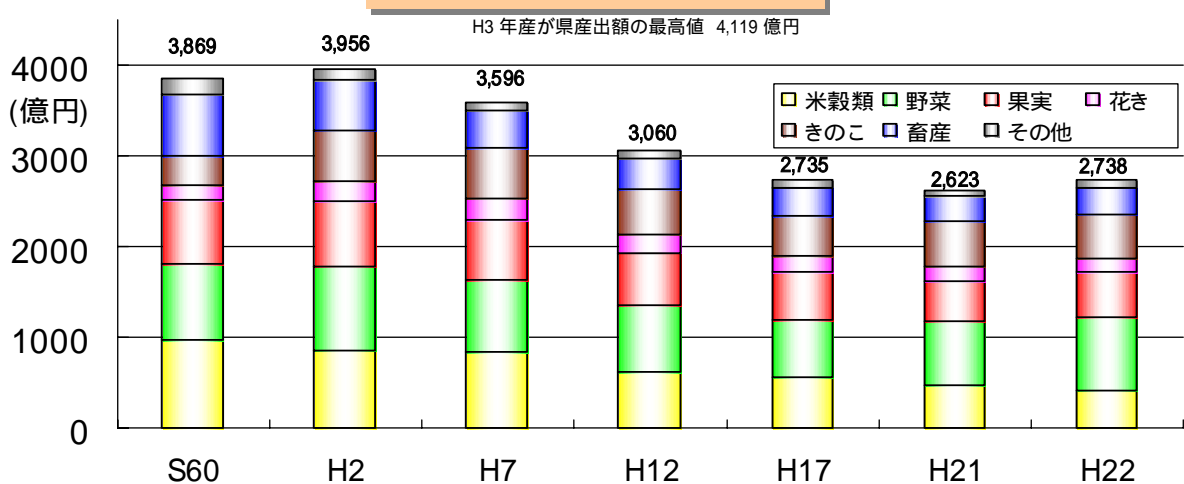
出典：農林業センサス（総農家）

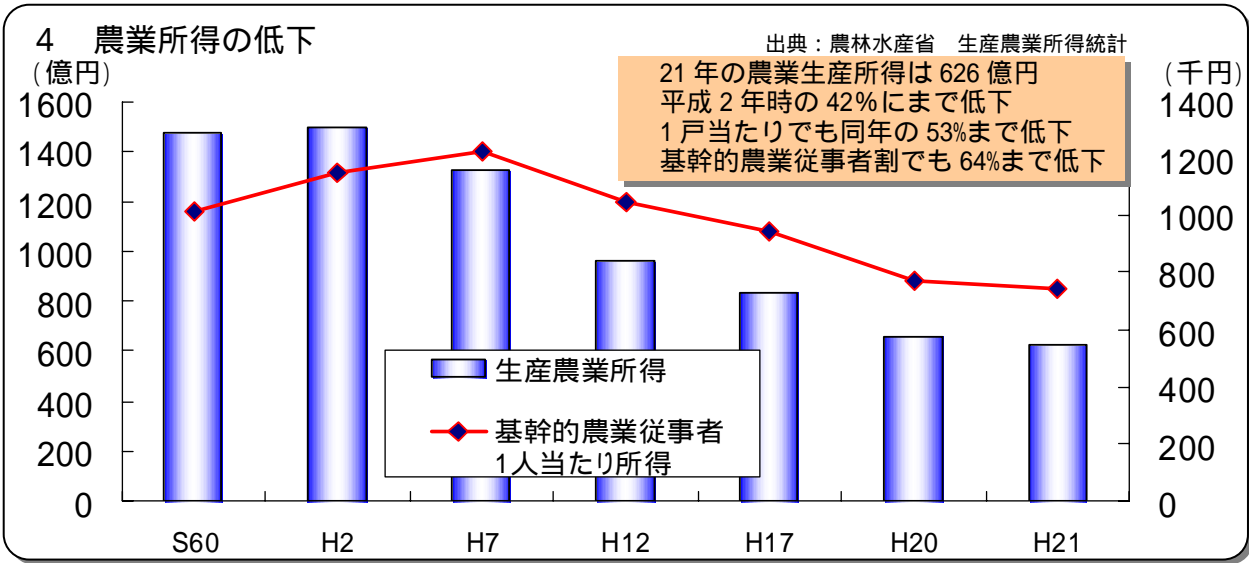


3 農産物産出額の減少

22年の農産物産出額は2738億円
平成2年時の69%にまで低下

出典：農林水産省 生産農業所得統計





(参考) 農家所得低下の背景

A 農産物価格の低迷

出典：農林水産省(全国値) 平成17年 = 100

年次	農産物総合	米	野菜	果実	花き	きのこ	畜産
S60	115.3	157.9	89.0	102.4	96.6	193.9	113.4
H2	118.4	143.8	113.8	121.3	106.0	211.4	107.0
(H2品目ウエイト)	(100)	(20.8)	(23.4)	(18.0)	(5.7)	(14.0)	(14.3)
H7	114.7	137.9	111.2	134.6	108.0	169.6	92.5
H12	100.3	108.8	95.5	110.3	95.5	127.4	91.5
H17	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
(H17品目ウエイト)	(100)	(19.6)	(22.9)	(19.2)	(6.8)	(16.1)	(12.0)
H18	102.9	97.8	108.2	120.6	99.1	95.4	99.0
H19	97.6	95.0	100.6	110.1	100.7	97.3	99.5
H20	97.7	94.7	104.8	100.8	98.6	92.8	101.6
H21	95.7	98.0	100.7	91.5	93.0	85.6	98.5
H22	101.9	93.9	115.0	119.4	98.5	82.3	99.8
(H22品目ウエイト)	(100)	(15.6)	(29.3)	(17.7)	(5.9)	(18.1)	(10.5)

きのこについては県推計値

H7年にUR農業合意を実施して以降、農産物価格は長期的に下落傾向
リーマン・ショック等の影響で、さらに大幅に低下
ここ数年では、米、花き、きのこが大きく下落

B 農業生産資材の高騰

出典：農林水産省(全国値) 平成17年 = 100

年次	農業生産資材総合	種苗及び木	肥料	飼料	農業薬剤	諸材料	光熱動力	農機具
S60	98.3	73.0	100.4	114.5	110.6	106.4	111.6	88.5
H2	95.6	81.8	90.5	98.4	104.8	102.2	92.8	92.1
H7	95.5	93.8	92.3	87.6	106.8	101.8	87.9	99.6
H12	97.4	98.5	96.9	88.9	104.1	102.2	86.3	102.7
H17	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
H18	102.2	100.1	102.4	103.0	99.5	101.0	112.8	99.8
H19	105.6	100.6	106.6	118.5	99.5	102.7	116.5	99.7
H20	113.6	101.8	132.1	137.5	100.2	106.5	139.2	101.1
H21	111.3	102.7	148.4	120.7	109.9	111.1	105.0	104.5
H22	109.9	102.3	132.5	115.8	110.3	110.6	113.2	104.9

新興国での燃油需要の高まり等による燃油・関連資材価格の高騰
バイオディーゼル燃料の拡大等に伴う飼料の高騰

農業・農村をめぐる情勢

施策の展開及び背景(課題)

多様な担い手が元気に活躍する農業農村

高齢化の進行により、離農、経営規模の縮小が進む中で、次代の担い手の育成・確保の必要性

農業従事者の減少が続く中で、地域農業を維持発展させる集落営農などの仕組みづくりと経営体の法人化と体質強化の必要性

地域農業の担い手として、女性の経営参画促進、団塊の世代の農業参入の誘発などの必要性

現 状

高齢化が進む一方で、40歳未満の単年度新規就農者は増加している

65歳以上の基幹的農業従事者比率	H17年 64%	H22年 69%
40歳未満の新規就農者数	H17年 141人	H22年 190人

経営感覚に優れた強い経営体の育成が求められている

販売金額1千万円以上の農家数	H17年 4,806戸	H22年 3,870戸
10ha以上の経営規模農家数	H17年 237戸	H22年 323戸

集落営農組織や農業法人数は増加している

集落営農数	H17年 182組織	H22年 314組織
農業法人数	H17年 659法人	H22年 762法人

農村女性起業は進んでいる

農村女性起業数 H22年 162グループ(2,984人)

団塊の世代の帰農志向が高まっている

定年帰農者講座受講者数	H17年 58人	H22年 385人
農業生産を営む高齢者グループ数	H22年 92グループ(1,914人)	

情勢変化・時代の潮流

農業従事者の減少・高齢化がさらに進んでいる

総農家戸数は、5年前と比べ7.3%減少
基幹的農業従事者数は、5年前と比べ6.1%減少
基幹的農業従事者の高齢化率は69%
トラクターの横転等農作業事故の増加

国における新規就農増大と農地集積への取組強化

新規就農者拡大に向けた手厚い支援
土地利用型農業について、平地で20ha~30ha、中山間地域で10ha~20haの農地集積

農業が雇用の場として期待されている

都市部等における経済・雇用情勢の悪化から、農外からの就農希望者が増加
完全失業率(全国)は平成17年が4.4%、平成22年は5.1%

競争力のある付加価値の高い農畜産物を生産する農業農村

水田農業では、効率的な経営体への農地集積と低コスト・省力化、適切な需給調整及び高品質生産の必要性

園芸では、多様な需要への対応や有望品目・品種の拡大などによる産地競争力の強化の必要性

畜産では、消費者の求める安全性の確保と、多様な要望に応えるこだわりのある生産及び国産飼料作物の確保の必要性

マーケティングでは、独自性・地域性を前面に出したブランド化の推進と、多様な販売チャネルの開拓の必要性

技術開発と普及では、消費構造の多様化、業務用需要の増加、地球温暖化等に対応した新技術・新品種の開発と早期普及・定着の必要性

農業の産業規模は縮小している

農業産出額 H17年 2,735億円 H22年 2,738億円(H21年 2,623億円)

水田農業における農地集積は進み、収穫量及び品質についても高い水準が確保されている。一方で、米の消費量は減少を続けている

借入耕地面積(田)	H17年 10,246ha	H22年 16,162ha
(経営体1戸当たり)	H17年 0.71ha	H22年 1.22ha
10a当たり収穫量	12年連続全国1位	
1等米比率	10年連続全国1位	
米の消費量	H17年 61.4kg/人・年	H21年 58.5kg/人・年

オリジナル性やこだわりのある農産物は増加している。

リンゴ3兄弟栽培面積	H17年 545ha	H22年 1,051ha
カガパ-プル栽培面積	H17年 13ha	H22年 63ha
信州黄金シャモ飼育羽数	H17年 0羽	H22年 36,275羽
信州サ-モ生産量	H17年 38t	H22年 220t

県独自認定制度の認定品は増加している

原産地呼称管理制度認定品	H17年 312品	H22年 390品
信州伝統野菜認定品数	H17年 0品	H22年 35品

新たな品種・技術の開発と普及が進められており、更に、時代の変化へ迅速に対応した技術の普及・情報の提供が求められている

国の政策転換

新たな食料・農業・農村基本計画(H22.3)
農業者戸別所得補償制度による米・畑作麦等への所得補てん、多様な担い手への支援施策に転換
六次産業化法の施行(H23.3)
農地法の改正による企業参入
「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」の決定(H23.10)

国際化の進展

EPA・FTA網の拡大
TPP交渉参加に向けた協議の決定(H23.11)
国内経済の低迷に伴う海外輸出への期待
他産業との連携による貿易規模等の拡大への期待

東日本大震災の発生と長びく影響

福島原発事故による放射能への不安(生産・消費)と貿易環境の悪化
農業生産資材の供給不足・価格高止まりへの不安
省エネ対策・自然エネルギー活用・節電

気候の変動・温暖化

世界的な地球温暖化の進行
猛暑・高温等異常気象による農作物被害の発生

施策の展開及び背景(課題)

消費者と食の絆を結び豊かな食生活を育む農業農村

農業・農村や食文化について理解を深め、健全な食生活を普及する必要性

農業と他産業との連携による総合的な農業・農村ビジネス展開の必要性

食の安全・安心の確保と消費者との信頼関係を築く必要性

現 状

食育、地産地消への関心は高まっている

食育ボランティア数 H19年 7,221人 H22年 15,770人
直売所数 H18 790箇所 H22 814箇所
売り上げ1億円以上の直売所数 H18 20箇所 H22 37箇所

学校給食での県産農産物の利用率は高まっている

H17年 32.7% H22年 38.8%

農業の付加価値化への関心は高いが、施設投資、技術習得、高い商品性の確保などが参入の壁となっている

農産加工グループ数 H17年 238グループ H22年 242グループ

安全・安心への関心や高病原性鳥インフルエンザの発生リスクが高まる中、GAPや家畜防疫対策等への取組が進んでいる

情勢変化・時代の潮流

農産物の安全・安心に対する関心の一層の高まり

福島原発事故による放射能物質拡散と消費者の不安
米トレ・サビリティ法の施行
(完全施行 H23年7月1日)
口蹄疫、全国各地における高病原性鳥インフルエンザの発生

6次産業化への取組

六次産業化法の施行(H23.3)
農産物価格の低迷に伴う、農産物の高付加価値化や他産業との連携への期待
国における産業連携ネットワークの設置(H23.12)

環境と調和し地域が輝く元気な農業農村

農業の持続的生産活動のため、環境への負荷の低減、農村資源の循環活用の必要性

地域ぐるみの活動により農村資源の価値・機能を保全する必要性

農業生産条件が不利な中山間地域の農業生産活動を維持する必要性

農村の持つ資源を活用し都市との交流活動を高める必要性

環境に配慮した農業生産は広がりつつあり、取組農家の所得向上への反映が求められている

エコファーマー認定者数 H17年 1,297人 H22年 7,503人
環境にやさしい農産物等認証面積 H17 903ha H22 1,833ha

国の制度を活用した地域ぐるみの農村環境保全の活動組織は増加している

農地・水・環境保全向上対策取組組織 H17 0 H22 320組織

遊休農地の解消活動は広がりつつあるが、野生鳥獣被害の拡大、離農等に伴い遊休農地面積は増加している

遊休農地解消面積 H19年 134ha H22年 945ha
野生鳥獣被害金額 H17年 7.9億円 H22年 9.3億円
遊休農地面積 H17年 17,094ha H22年 17,146ha

都市農村交流人口は増加している

H17年 514,000人 H22年 546,544人

農村環境保全への関心の高まり

農業体験活動等の広がり
生物多様性国家戦略(H22.3)
バイオマス活用推進基本法(H21.6)
再生可能エネルギーの有効活用への関心
環境保全型農業直接支払対策の実施(H23~)
農村コミュニティの維持
都市と農村の交流の広がり

気候の変動・温暖化

CO2削減のための、カーボンオフセット、フードマイレージ等への取組

働きやすく住み良い農業農村

耐用年数を迎えた昭和20年代から40年代に整備された基幹的農業水利施設の計画的な維持・更新の必要性

農村の利便性を高める集落内道路等の整備、生態系や景観に配慮した水路の整備等の必要性

県土を守り、農村地域の安全な暮らしを確保するための防災事業の必要性

基幹的農業水利施設の更新はほぼ計画どおり進んでいるが、今後、施設の更新時期がピークを迎える

基幹的農業水利施設の更新延長 H13~H17 34km H20~H22 28km
基幹的農業水利施設の機能保全計画策定延長 H17 0km H22 386km

農村集落の道路、生態系や景観に配慮した水路等の整備や農業用ため池等の地域資源の活用は計画どおり進んでいる

中山間地域での農道等の整備延長 H13~H17 98km H20~H22 68km
生態系や景観に配慮した水路の整備延長 H13~H17 14km H20~H22 14km
ため池百選(H22.3月)に選定された県内のため池 5箇所

農業用ため池の補強や地すべり防止施設の補修等は進んでいるが、大規模災害への備えに関心が高まっている

農業用ため池の改修箇所数 H13~H17 23箇所 H20~H22 50箇所
地すべり防止施設の補修箇所数 H13~H17 2箇所 H20~H22 27箇所

国の政策転換

農業農村整備予算の減少
「建設」から「保全管理」への転換
地域の裁量を活かした制度の創設(一括交付金)

高齢化・過疎化・就農人口の減少

農業水利施設等の維持管理が一層困難
定住や安全・安心な暮らしのための社会基盤整備

防災・減災意識の高まり

東日本大震災・長野県北部の地震の発生
東海地震等の大規模地震の発生懸念
ゲリラ豪雨による局地的土砂災害等の増加
ハード・ソフト一体の総合的な防災対策の必要性